平成２７年（フ）第２７７号
宮崎市下北方町牟夕田1183番地１　第１尚陽ビル206号
債務者　柳田　保夫
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７７号
鹿児島県曽於市財部町南俣9996番地
債務者　梅田　正浩
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
佐賀県唐津市二タ子３丁目４番25号
債務者　鶴丸　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６７号
佐賀県唐津市鏡4728番地２　パインウエーブハウス．Ａ―102号
債務者　中村　保浩
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６８号
佐賀県唐津市鏡4728番地２　パインウエーブハウス．Ａ―102号
債務者　中村理恵子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４２４号
北九州市小倉北区高峰町15番21―303号
債務者　竹下　宏美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９７号
北九州市戸畑区夜宮３丁目６番３―201号
債務者　宇高　祥平
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７３４号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目16番地　アメニティ弥富通1502号
債務者　木下さおり
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３２号
愛知県大府市長根町５丁目16番地の１　グローリアス大府長根町804
債務者　辻　　弘義
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５３号
愛知県海部郡蟹江町宝１丁目204番地　ガーデンサバーム栄Ｂ101号、従前の住所愛知県愛西市町方町地官105番地１
債務者　神元ウリセスことウリセス神元メルカドこと　ＫＡＭＩＭＯＴＯ　ＭＥＲＣＡＤＯ　ＵＬＩＳＥＳ
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
大分県日田市大字石井376番地３
債務者　岩下　　憲
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３６号
大分県日田市大字三和100番地10
債務者　梶原　悠希
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１２９号
青森県弘前市大字取上１丁目２番地１　丹心住宅17号
債務者　丸屋　優子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１４９３号
名古屋市中川区柳森町2201番地の３　メゾン幸和３Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区供米田３丁目215番地　ルーセントＳ　１Ｂ
債務者　安藤　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
千葉県松戸市松戸新田440番地　タウンコーポ103号
債務者　角屋　千春
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９６号
山口市仁保中郷2308番地３
債務者　山田　孝之
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８８４２号
東京都足立区竹の塚３丁目16―10―231
債務者　山崎成一郎
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部